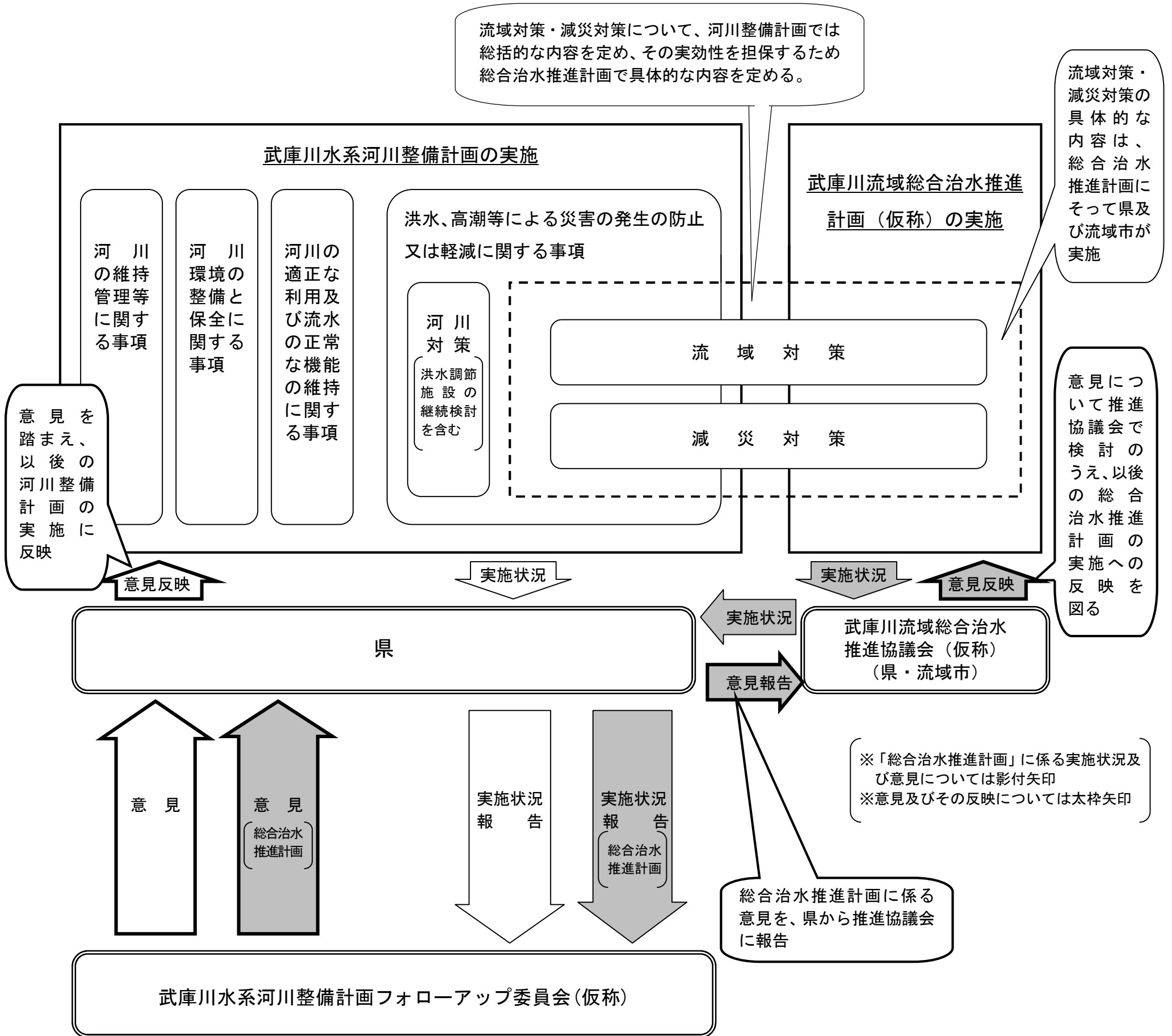


武庫川水系河川整備計画等と武庫川水系河川整備計画フォローアップ委員会（仮称）の関係について

1 武庫川水系河川整備計画及び武庫川流域総合治水推進計画（仮称）と

武庫川水系河川整備計画フォローアップ委員会（仮称）について



（参 考）

◎ 流域対策・減災対策は流域市の協力を得て進める必要

- ・「武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱（仮称）」の制定
- ↓
- ・県と流域市で構成する「推進協議会」の設置
- ↓
- ・推進協議会において、流域対策・減災対策を推進するための「総合治水推進計画」を県と流域市が共同で策定

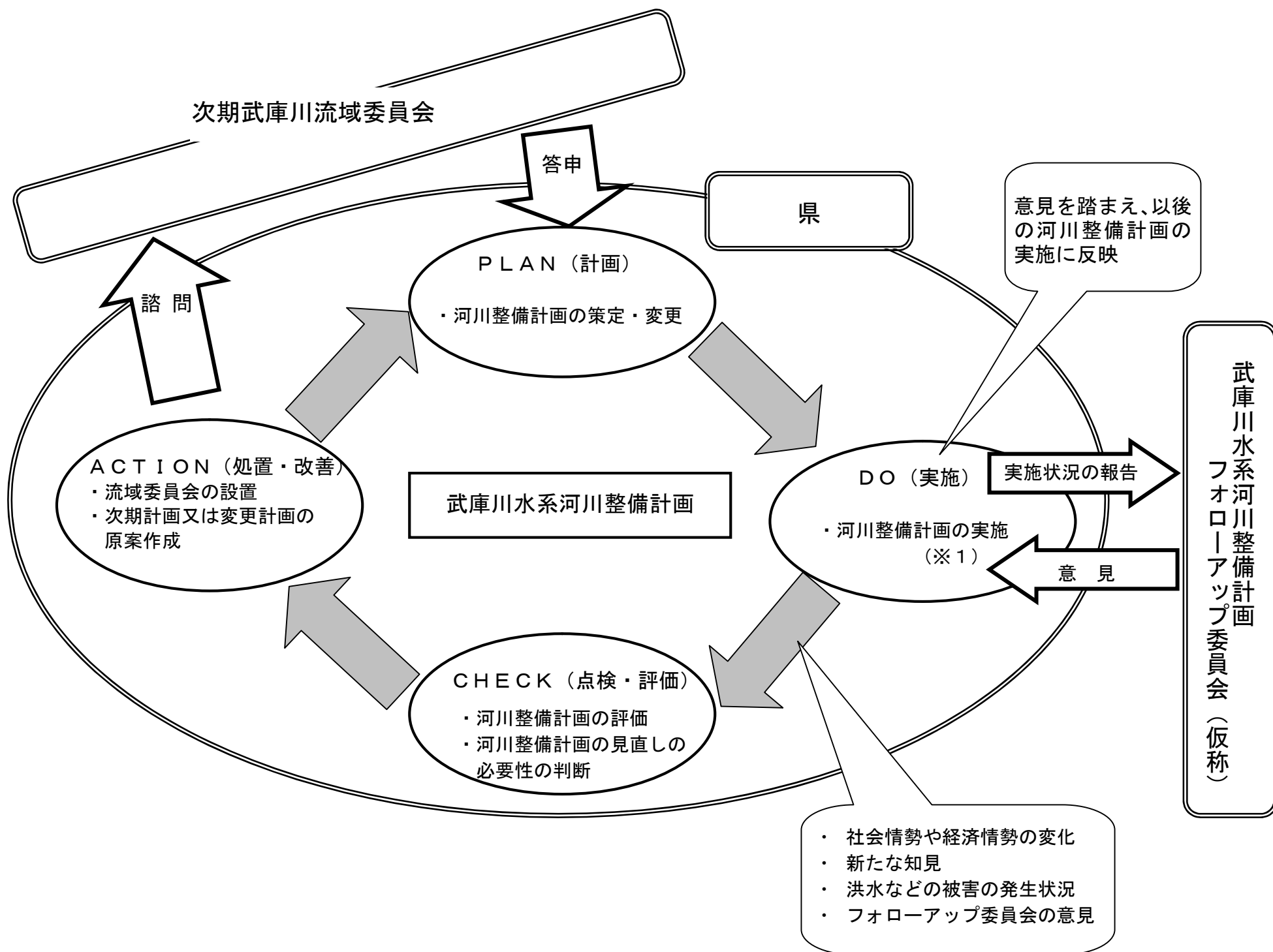
- ・流域対策・減災対策について、河川整備計画では総括的な内容を定め、その実効性を担保するため総合治水推進計画では具体的な内容を定める。

（凡 例）

- ※ 1 総合治水推進計画
武庫川流域総合治水推進計画（仮称）
- ※ 2 推進協議会
武庫川流域総合治水推進協議会（仮称）
- ※ 3 河川整備計画
武庫川水系河川整備計画
- ※ 4 フォローアップ委員会
武庫川水系河川整備計画フォローアップ委員会（仮称）

2 武庫川水系河川整備計画のPDCAと

武庫川水系河川整備計画フォローアップ委員会（仮称）及び次期武庫川流域委員会について



※ 1 個別の事業について、事業の内容や規模、影響の程度等を考慮し、必要に応じ、事業に関連する地区の住民、学経験識者、河川管理者等で構成する検討委員会を設け、その検討結果を事業実施に反映

